

令和 7 年第 5 回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 2 6 日 (月) 午前 9 時 30 分～10 時 30 分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (10 名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (24 名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番		16 番	水流 新藏
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (5 名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (- 名)

5 会次第

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条許可 (農委) 申請について (7 件)
- (2) 議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請について (1 件)
- (3) 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (34 件)
- (4) 議案第 4 号 非農地証明願について (1 件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和7年第5回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、15番久保歯委員より欠席の申し出があり、24名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1番吉留義晃委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。 1ページ、5-2番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-2番について説明 5-2番 所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、754㎡、交換による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-2番、お願いします。
20番委員	先日、田んぼを見に行きまして、田んぼの近くにあって交換ということでお伺いして、見てまいりました。境界、進入路、用排水路、色々調べた結果、何も不都合は無かったことを報告いたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5-2番は、許可することに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、1ページから3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明

5-1 番

所在：山崎字■■■■番 1、畑、農振農用地区域内、915 m²、売買による所有権移転

5-3 番

所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、674 m²、所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域外、196 m²、所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、623 m²、所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域内、3,276 m²、贈与による所有権移転

5-4 番

所在：鶴田字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、2,386 m²、所在：鶴田字■■■■番 3、田、農振農用地区域内、2,328 m²、贈与による所有権移転

5-5 番

所在：求名字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、404 m²、所在：求名字■■■■番、畑、農振農用地区域外、540 m²、売買による所有権移転

5-6 番

所在：久富木字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、1,208 m²、所在：久富木字■■■■番 2、田、農振農用地区域外、522 m²、贈与による所有権移転

5-7 番

所在：神子字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、1,415 m²、贈与による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1 番、お願いします。

20 番委員

5-1 番について、現地調査をした結果、■■■さんと■■■さんは、何十年前前から、畑を借りているということで、今回、所有権移転する、■■■さんが■■■さんに分けてやるということで、話し合いで決まったようです。現場は今ちょうど、茶が植えてありまして、別に問題はありませんでした。以上、報告を終わります。

議長	5-3 番、お願いします。
22 番委員	5-3 番について、ここは、前回の中間管理の集積で協力してもらった田でありまして、■■■さんは■■■さんのお父さんなんですけれども、■■■さんのおじいさんの名義の分が3筆あって、そこは■■■さんに相続をして、今回、■■■さんが生前贈与を受ける形にしたいということで、申請されたところです。ここは、前回も集積の中で、チェックした場所ではありますが、もう1回確認をしまして、進入路、用排水路、境界等、何ら問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議長	5-4 番、お願いします。
24 番委員	5-4 番について、渡人の■■■さんと受人の■■■さんは、親族関係にあります。■■■さんが高齢のため農業を離脱するというので、この話がまとまったそうです。現地についても、昨年まで耕作されていたところをそのまま引き継ぐということで、境界、進入路、用排水路等は問題ありませんでした。以上です。
議長	5-5 番、お願いします。
29 番委員	5-5 番について、■■■さんと■■■さんは親戚関係ではございませんが、現在も■■■さんの畑を■■■さんが作っております。■■■さんは高齢で、後継者もいないことから、今回、売買という話になったようです。快く、■■■さんも引き受けておりました。境界、進入路、用排水等、特に問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。
議長	5-6 番、お願いします。
21 番委員	5-6 番について、久富木地区なんですけど、■■■さんは■■■に住まわっていて、農地を全て売却したいということで、■■■さんに相談をされたそうです。この他にも祁答院に何枚もあるそうなんですけど、こちらのさつま町にある分の2筆については、贈与という形で話をつけたと、他の祁答院地区の農振地域に関するところは購入という形になったようですが、番地として1番、2番があるんですけど、1番は、用排水は問題無く耕作できる状況ですけど、2番は天水田ということもあって、厳しい状況ですけど、しっかり管理はされていまして、今回受けるということで、問題無いと■■■さんに了解いただきました。以上です。
議長	5-7 番、お願いします。
25 番委員	5-7 番について、■■■さんは■■■に住まわっていて、現在、■■■さんが管理されておりました。現地を確認したんですけど、進入路、境界等は特に問題ありませんでした。現在、畑となっているんですけど、畑ではないような感じになっていまして、■■■さんに確認したところ、畑で申請してくれということで、連絡がありました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。
6 番委員	5-6 番について、枝番の1番、2番になっていますが、農振が地域内と地

6 番委員	域外になっていて、隣り合わせで内と外になるのかなと思ひまして、事務局への質問です。
21 番委員	現地を確認しましたが、県道が通っていて、道路より下の方が農用地、道路よりも上の方が 2 番なんです、そっちが家のすぐ横にあるような天水田で、道路が入ったときに、番地が 1 番と 2 番に分かれて、今言われる農用地と区域外と二つに分かれているようです。
議長	よろしいですが。他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに決定いたします。 次に、4 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-1 番について説明 5-1 番 所在：神子字 [REDACTED] 番 16、畑、農振農用地区域外、573 m²のうち 286 m²、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：91.00 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。5-1 番、お願いします。
25 番委員	進入路、境界等、何ら問題はありませんでした。浄化槽の工事の際は、町道に触れるため、町建設課へ連絡するように、代理人に伝えてあります。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願い

議長

いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の5-1番は、許可することに決定いたしました。

次に、5ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が6件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初めに、7ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、5-10番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。(委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の7ページ、5-10番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-10番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-10番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。(委員入室)

次に、8ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-15番から16番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。(委員退室)

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

(下牧瀬)

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の8ページ、5-15番から16番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の5-15番から16番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意

議長 見について」の貸借権設定の 5-15 番から 16 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、8 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-17 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 8 ページ、5-17 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-17 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-17 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、10 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-27 番から 28 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 10 ページ、5-27 番から 28 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-27 番から 28 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5-27 番から 28 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 6 ページから 10 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 6 ページから 10 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、11 ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第4号「非農地証明願について」説明
5-1 番

所在：中津川字 番 2、田、農振農用地区域外、1,998 m²、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。5-1 番、お願いします。

32 番委員

地図を見ていただくと、道路際にあつて、一見入りやすそうな田んぼとなっていますが、高土手となっていて、また進入路も狭くて、大型のトラクターがなかなか入りづらいという所になります。また、この道路以外は、全て山林に囲まれており、日当たりも悪い所でありました。5、6 年前まではなんとか作っておられたそうなのですが、雨が降ったら土砂が流れ込んだり、電柵を張っていたんですが、イノシシが入って来て、生産性が悪いということで、今回、非農地証明願になったということです。ご審議、よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「非農地証明願について」の 5-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の 5-1 番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

議長	事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・令和6年度最適化活動の点検・評価について(提案～決定) ・活動記録の徹底について(農家等への意向調査、話し合い参画、利用状況巡視、農家等への声掛けなど) ・農地中間管理事業に係る確認書について(提出確認) ・令和7年度荒廃農地調査の対象地拾い出しについて(オレンジカード提出期限 7/31) ・令和7年度農作業標準賃金表の配付について(5/1 公民会便済) ・農業者年金オンラインセミナーについて(5/29 開催、案内) ・地域計画に係るアンケートについて(協力依頼、6/13 まで)
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和7年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員